



長崎県少年保護育成条例の概要

■条例の目的

この条例は、少年が心身ともにすこやかに育つことを願い、その発達に有害な影響を与えたり、又はそのおそれがある行為を防止するとともに、地域社会において、少年をとりまく社会環境を改善することによって、少年の健全な育成を目指すことを目的としています。

■大人の責任

何人（県民はもとより、旅行者、滞在者等、県内にいる全ての者をいう。）も、少年が健全に育成されるように努め、少年が有害な社会環境からの誘惑や被害などに遭わないように守るとともに、少年の非行を防止し、よい方向に導くように努めなければならないとされています。

■少年とは

条例にいう「少年」とは、小学校に入学した時から満18歳に達するまでの者をさしています。ただし、16歳以上18歳未満の女子で婚姻した場合のように、法律上成年者と見なされる者は除かれます。

■保護者とは

条例にいう「保護者」とは、現実に少年の所在・動静を把握し、保護監督している状態にある者で、具体的には次の者をさしています。

- 親権者→民法の規定された父母、養親
- 未成年後見人→民法の規定により指定（選任）された者
- 児童福祉施設の長→助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設の長 等
- 寄宿舎の舎監→事業所、学校の寄宿舎又は寮等で、業務として少年を監督し、保護指導に当たる者
- 使用者→少年を住み込みで雇用するなど、私生活においても実質的に少年の動向を把握し、監護・指導に当たる者
- その他の者→児童福祉法に規定する里親、体育等の練習を合宿して行う場合の監督責任者、宿泊を伴う修学旅行等の引率職員、祖父母、成人に達した兄弟等

※裏面の「保護者や大人の責務」をごらんください



ご存知ですか？

少年保護育成条例

ぜひ、ご一読ください



大人みんなで子どもの心を育てよう！

保護者や大人の責務



有害興行を行う場所への入場禁止

■保護者は、有償か無償にかかわらず、映画、演劇、見せ物等の興行で、少年の健全な育成を妨げる可能性があるとして、有害興行に指定されたものを少年に見せてはならない。(第3条第4項) ■何人も、保護者に協力して、有害興行を少年に見せないように努めなければならない。(第3条第5項)

有害図書類の販売等の禁止

■保護者は、書籍、雑誌、ビデオテープ、DVD等で、少年の健全な育成を妨げる可能性があるとして、有害図書類に指定されたものを少年に与えたり、見せたりしてはならない。(第4条第9項) ■何人も、保護者に協力して、少年に対し有害図書類を与えたり、見せたりしないように努めなければならない。(第4条第10項)

インターネット利用の環境の整備

■保護者は、少年がインターネットの利用によって得られる情報であって、少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの(有害情報)については、フィルタリング※の機能を有するソフトウェアの活用等により、少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。(第4条の2)
※フィルタリング…インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。

有害がん具類の販売等の禁止

■保護者は、わいせつがん具類及び危険がん具類等で、少年の健全な育成を妨げる可能性があるとして、有害がん具類に指定されたものを少年に与えたり、わいせつがん具類を見せたりしてはならない。(第6条第6項) ■何人も、保護者に協力して、少年に対し有害がん具類を与えたり、わいせつがん具類を見せたりしないように努めなければならない。(第6条第7項)

不健全に使用されるおそれのある薬品等の販売等の禁止

■何人も、少年が睡眠、興奮、幻覚等の作用がある特定薬品等を本来の使用目的に反して使用することにより、睡眠、興奮、幻覚等の症状に陥るおそれがあることを知りながら、少年にこれを販売したり、与えたり、又は所持させてはならない。(第7条第1項) ■何人も、特定薬品等を本来の目的に反して使用し、睡眠、興奮、幻覚等の症状に陥るような行為を少年に勧誘したり、強要してはならない。(第7条第2項)

深夜外出の制限

■保護者は、深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)、自分が現実に監護している少年が外出する場合は、自らその少年に同行し、又は20歳以上の者を同行させるように努めなければならない。(第13条第1項) ■何人も、深夜、保護者の委託を受けず、又は承諾を受けずに少年を同行して外出してはならない。(第13条第2項) ■何人も、深夜、少年が保護者の承諾を得ないで外出している場合は、少年が有害な社会環境からの勧誘や被害などに遭わないように守るとともに、少年の非行を防止し、よい方向に導くよう努めなければならない。(第13条第3項)

深夜興行等への入場禁止

■興行を行う者及び設備を設けて客に遊技、スポーツその他これに類するものを行わせる営業で規則で定めるものを営む者は、深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)、当該興行又は営業の場所に少年を入場させてはならない。(第14条)

ゲームセンター等への年少者の立入りは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」等により次のとおり制限されています。

- 13歳未満の者は午後5時まで ●13歳以上16歳未満の者は午後6時まで
- 保護者同伴の場合は18歳未満の者は午後10時まで。それ以後は保護者同伴であっても法律により立入りできません。

みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止

■何人も、少年に対し、みだらな性行為やわいせつな行為をしてはならない。(第16条第1項) ■何人も、少年に対し、みだらな性行為やわいせつな行為を教えたり、見せたりしてはならない。(第16条第2項)

入れ墨を施す行為等の禁止

■何人も、少年に対し、入れ墨を入れてやったり、入れ墨を入れることを勧誘したり、若しくは強要したり、又は入れ墨を入れようとする少年と入れ墨を施す者との仲介をしたりしてはならない。(第16条の2)

場所の提供又はあっせんの禁止

■何人も、次に掲げる行為が少年に対してなされ、又は少年がこれらの行為を行うおそれがあることを知りながら、場所の提供やあっせんをしてはならない。(第17条)
(1) みだらな性行為又はわいせつな行為
(2) 射幸的行為(賭け事などにより金品を得ようとする行為)
(3) 特定薬品等を不健全に使用する行為(シンナー吸入など)
(4) 喫煙又は飲酒行為
(5) 入れ墨を施す行為(少年の身体を傷つけ、入れ墨を入れる行為)

通告の義務

■何人も、この条例に触れる行為のあった少年を発見したときは、速やかに児童相談所長に通告しなければならない。(第19条第1項)
長 崎こども・女性・障害者支援センター 095(844)6166
佐世保こども・女性・障害者支援センター 0956(24)5080



※条例に違反した時は懲役や罰金、または科料に処せられる場合があります。
※上記は「長崎県少年保護育成条例」の主な条項を抜粋のうえ一部読みやすいように編集しています。